

仙台市消防局訓令第十一号

予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年七月十五日

仙台市消防局長 千 葉 弘 樹

予防査察規程の一部を改正する訓令

予防査察規程（平成六年仙台市消防局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

現 行			改正後		
（査察の種類） 第六条 査察の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 定期査察 年間の査察実施計画に基づき、第十一条に規定する査察事項について、定期的に行う査察をいう。 二 特別査察 年間の査察実施計画とは別に、局長又は署長が特に必要と認める場合に臨時に行う査察をいう。 三 確認査察 第十四条第一項に規定する通知書に記載された不備事項に関する改善計画・結果報告書又は消防用設備等点検結果、防火対象物点検結果若しくは防災管理点検結果に係る不備事項に関する改善計画・結果報告書（以下「改善計画書等」という。）の提出がなされない場合又は改善計画書等を提出させた場合に、当該不備事項に対する改善の確認を行う査察をいう。 四 復命査察 仙台市火災予防条例（昭和四十八年仙台市条例第四号）第五十五条前段の規定による届出があった場合に、当該届出に係る<u>査察対象物</u>について調査を行い、その結果を署長に<u>報告する行う</u>査察をいう。 五 通信査察 定期査察のうち、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）別表第一（五）項口に掲げる防火対象物及びそれと同一敷地内に存する防火対象物について、電話、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段を用いて行う査察をいう。			（査察の種類） 第六条 査察の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 [略] 二 [略] 三 [略] 四 復命査察 仙台市火災予防条例（昭和四十八年仙台市条例第四号）第五十五条前段の規定による届出があった場合に、当該届出に係る<u>防火対象物</u>について調査を行い、その結果を署長に<u>報告する</u>査察をいう。 五 [略]		
別表（第三条、第七条、第九条の三関係）			別表（第三条、第七条、第九条の三関係）		
区分	用途規模等	実施頻度等	区分	用途規模等	実施頻度等
1号査察対象物	第17条第2項の規定による措置を講じている又は講じるべき防火対象物及び危険物製造所等（法第11条第1項の許可に係る製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。以下同じ。）	随時（違反処理又は是正指導を行うために必要な回数）	1号査察対象物	[略]	[略]
2号査察対象物	特定防火対象物及び非特定防火対象物のうち防災管理点検の特例の認定（法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2の3第1項の規定による特例の認定をいう。）を受けたもの（1号査察対象物に該当するものを除く。）	3年に1回以上	2号査察対象物	[略]	[略]
3号査察対象物	非特定防火対象物（1号査察対象物、2号査察対象物及び4号査察対象物に該当するものを除く。）	5年に1回以上	3号査察対象物	[略]	[略]
4号査察対象物	令別表第一（五）項口に掲げる防火対象物及びそれと同一敷地内に存する <u>査察対象物</u> （1号査察	5年に1回以上とし、通信査察により行うものと	4号査察対象物	令別表第一（五）項口に掲げる防火対象物及びそれと同一敷地内に存する <u>防火対象物</u> （1号査察	5年に1回以上とし、通信査察により行うものと

	対象物及び5号査察対象物に該当するものを除く。）	する。		対象物及び5号査察対象物に該当するものを除く。）	する。
5号査察対象物	危険物製造所等（1号査察対象物に該当するものを除く。）	3年に1回以上	5号査察対象物	[略]	[略]
備考 同一敷地内に区分の異なる査察対象物が複数存する場合（危険物製造所等を含む。）については、主たる査察対象物の実施頻度による。			備考 [略]		

附 則

この訓令は、令和八年七月十六日から施行する。

（消防局予防部規制指導課）